

流動性預金共通規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこれらの預金の申込書の提出を受け、当金庫が通帳や証書を交付する等してこれを承諾したときに、これらの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設の際は、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人、もしくはそれらの継承人は、取消しを主張できないものとします。

4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を以て照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて預金債権の質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第9条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれに

も該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種の確認や資料の提出を求めることがあり、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店へ届出いただくこと、この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項および前項の各種の確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項または第8条第1項もしくは第2項にもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他各号に準ずる行為
- (6) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の時間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときには預金口座が変更されることがあります。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときには預金口座が変更されることがあります。

9-2（入金の無い口座の解約）

この預金について、口座開設1か月を超えて入金が無くまたは預金全額の払戻しがなされるなどにより残高が無く未払利息もない状態が1年以上続いた場合には当金庫から通知のうえ通知記載の期間内に取引継続の申出が無い場合には当金庫は口座を解約できるものとします。

9-3（睡眠口座の解約）

- （1）この預金について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に定める期間利用がない場合には、当金庫から通知のうえ通知記載の期間内に取引継続の申出が無い場合には当金庫は口座を解約できるものとします。
- （2）前項により、この預金口座が解約された時に残高がある場合にその預金債権の払戻しの請求があったときには、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に定める所定の手続きを経て休眠預金等代替金（元金および利息相当額）を支払います。

10.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- （1）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと
- （2）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- （3）預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- （4）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳（再発行を含む）、記帳（窓口端末記帳時に、記帳する取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- （5）預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

※契約内容・顧客情報の変更

- ①キャッシュカードの再発行
- ②小口自動融資終了
- ③カードローン契約の終了
- ④総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る。）
- ⑤別紙に掲げる注意コードの設定・解除

- ⑥氏名（名称）変更及び住所変更（当金庫が把握することができる場合に限りです。）
- （６）総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

1 1.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- （１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当金庫ウェブサイト/第１０条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日
- （２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日
 - ②この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日。
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

1 2.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- （１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- （２）前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- （３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金

- 庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- （４）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

1 3.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（注）この共通規定は、普通預金規定（ＷＥＢ普通預金規定を含む）、納税準備預金規定、貯蓄預金規定に共通して適用されます。

1 4.（規定の変更）

- （１）この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の４）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- （２）前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- （３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上